

掛川市規則第8号

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年掛川市  
規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「うるし」の次に「、テレピン油」を加え、同表7の項中

- 「(6) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん  
(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ  
(8) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病  
(9) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ  
(10) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん  
(11) すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん  
(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病」

を

- 「(6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん  
(7) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん  
(8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ  
(9) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病  
(10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ  
(11) 1・2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん  
(12) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん  
(13) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん  
(14) すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん  
(15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。